■家賃の計算例と割増率

・計算例

○政令月収=170,000円 ○本来家賃=50,000円 の場合 ○ 近傍同種家賃=77,400円 ○収入超過=3年目

=66, 440円

・家賃の割増率

政令月収	収入超過者に認定 されてからの年数	割増率	
	1年目	1/5	
	2年目	2/5	
158,001円 ~186,000円	3年目	3/5	
100, 000, 1	4年目	4/5	
	5年目以降	1	
	1年目	1/4	
186,001円	2年目	2/4	
~214,000円	3年目	3/4	
	4年目以降	1	
214,001円	1年目	1/2	
~259,000円	2年目以降	1	
259,001円~	1年目以降	1	



後ノ入南団地

収額と収入超過者と認定され差し引いた金額に、②政令月近傍同種家賃から本来家賃を を掛け合わせた金額を、 てからの経過年度に応じた率 入超過者の家賃額は、 ③ 本 なり

収

収入超過者の

家賃制度

収入超過者の

いによって近傍同種家賃に大であっても建設時期などの違ケースがあり、同じ部屋面積 通常より高額に算定されるなどにより、近傍同種家賃が などにより、近傍同種家賃が後の建設費の高騰・人材不足 近傍同種家賃の適正な上 きな差が出ていることから、

傍同種家賃に到達することと 減免制度では、 の減免 震災

0

来家賃に加えた金額となりま

れることになります。営住宅との家賃の均衡が図ら ▽近傍同種家賃の上限額 営災害公営住宅と県営災害公 の急激な上昇が抑えられ、 1 D K || 2 D K || 7 1, このことにより、 6 5 0 0 6 0 $\frac{4}{0}$ 割増家賃 Ō 0 円円円 市

額 おの

■例)平成30年度の田中東団地(2DK)における政令月収ごとの家賃 ※近傍同種家賃=136,100円

入居者の収入区分(政令月収) ※控除後の収入額		収入区分ごとの家賃						
		~3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	
本来階層	0円	6,400円	V + + + + + =	swite 마다스				
	0円超 40,000円以下	10,900円	※東日本大震 賃低減事業に					
	40,000円超 60,000円以下	15,400円	負仏滅事業に 後の家賃	- よる 00 元				
	60,000円超 80,000円以下	19,900円						
	80,000円超104,000円以下	21, 100円						
	104,000円超123,000円以下	24, 300円	上段:家賃割増				: 家賃割増率	
	123,000円超139,000円以下	27,800円					:減免前家賃	
	139,000円超158,000円以下	31,400円				下段	: 減免後家賃	
裁量	158,000円超186,000円以下 35,		1/5	2/5	3/5	4/5	1	
		35,900円	55,900円	75, 900円	96,000円	116,000円	136, 100円	
量			43,000円	50, 100円	57, 200円	64, 300円	71,500円	
階層			1/4	2/4	3/4	1		
	186,000円超214,000円以下	41, 400円	65,000円	88,700円	112,400円	136, 100円		
			48,900円	56, 400円	63,900円	71,500円		
			1/2	1				
	214,000円超259,000円以下	48,400円	92,200円	136, 100円				
			59,900円	71,500円	※高齢者のみ世帯や障がい者が居住			
		55, 900円	1		している世帯などの場合、収入が			
	259,000円超		136, 100円		214,000円以下であれば、4年目			
			71,500円		以降も家賃が変わりません。			

(3) 広報大船渡お知らせ版 30.3.20(No.1123)

田中東団地 住宅と同様に、築年数や部屋年度決定されます。民間賃貸帯の政令月収の額に応じて毎 所得 の広さなどを考慮します。

公営住宅

0 家賃は、

入居世

所得の種類

給与所得 年間総所得 控除額 (1,906,000円-0円)÷12カ月=158,833円≥158,000円

所得の種類

給与所得

給与所得

所得なし

【例3】65歳以上の年金収入のみの夫婦の場合 所得の種類

年金所得

年金所得

公営住宅の家賃制

年間総収入

2,980,000円

年間総収入

3,600,000円

970,000円

4,570,000円

年間総収入

3,500,000円

1,910,000円

5,410,000円

年間総所得 同居者控除額 政令月収 基準額 (2,660,000円-380,000円×2人)÷12カ月=158,333円≧158,000円

0円

政令月収とは、

世帯全員

■収入超過者の例

【例1】単身世帯の場合

会社員

会社員

パート

中学生

無職

無職

【例2】夫婦と子1人世帯の場合

や高齢者・障がい

1の有

の合計額から、

世帯

本人

妻

子

本人

妻

有人得員の

(給与所得・事業所得

1年から5年で上限となる近合、家賃は政令月収に応じて、降も公営住宅に住み続けた場い入超過者と認定された以

を減免し します。 近傍同種家賃の上 近傍同種家賃の差額

で最も近傍同種家賃が低額で額は、県営災害公営住宅の中なお、近傍同種家賃の上限 近傍同種家賃を基準としてある平田アパート(釜石市) としています。 県が定めた上限額と同

が

年間総所得 同居者控除額 (2,960,000円-380,000円×1人)÷12カ月=215,000円≥214,000円

の概要をお知らせします。 を減免します。本号では、そ を減免します。本号では、そ

収入超過者の

家賃減免

に

~災害公営住宅~

公営住宅と 害公営住宅

問い合わせ先=住宅公園課住宅管理係(公内線328)

お

知

らせ

U ま

す

の 中 の 一 住宅です。 住宅です。 失った被災者が入居する公営 震災などの災害により住宅を 治体が安価な家賃で賃貸する いる低所得者のために、公営住宅は、住宅に困究 つであり、 つであり、東日本大 災害公営住宅はそ 東日 本大震災後 自

宅を建設しました。 22団地539戸の災害公営住 本市では、

年間総所得

1,906,000円

年間総所得

2,340,000円

2,660,000円

年間総所得 2,250,000円

710,000円

2,960,000円

320,000円

0円

住宅に困窮し

かつ入居から3年以上が経過 がいる世帯などの一部世帯で がいる世帯などの一部世帯で がいる世帯などの一部世帯で している世帯を指 入超過者に認定された世 します。

収入超過 者 の

認定

き、それを12で割ったものなどに応じた各控除を差し で引

とは、 政令月

務が発生する ます。 種家賃」が大きく関わってき増家賃額の算定には「近傍同 があるとした場合の「推定家 の要素が「同じ」民間賃貸住宅 アパートの規模や間取りなどいえば公営住宅の「近く」に、 課されることとなり 近傍同種家賃とは、 れることとより、発生するとともに、「割増いれることとよい、「割増い 簡単に

修繕費、 慮して算定されたものです。 賃」のことであり、

維持管理費などを考 建設費や

(2)

▷問い合わせ=市役所☎0192億3111